

第4回 匝瑳市市民憲章検討委員会

— 会議結果概要 —

○開催日時 平成21年2月23日（月）午後1時30分～2時45分

○場 所 匝瑳市民ふれあいセンター 1階 談話室

○出席委員 伊東秀子、宇井一夫、梅原一郎、大木秀子、押尾悦子、
及川一好、越川恭充、布施道子

（8人／五十音順）

○欠席委員 此木三紅大、齋藤光雄

○市出席者 （事務局／企画課）木内課長、市原副主幹、菊間主査補

1 開 会

2 委員長あいさつ

本日は、最後の市民憲章検討委員会になると思われる。これまで3回の会議を開催してきたところであるが、委員の皆さんにおかれてはいろいろと御意見をお持ちのことであると思うので、より良い市民憲章を制定するためにも、本日は忌憚のない御意見をよろしくお願いしたい。

3 議 事

(1) 市民憲章（素案）に対する意見募集結果について

<事務局説明>

平成20年11月10日から28日まで市民憲章（素案）に対する意見募集を行った。募集方法は、市のホームページ並びに市役所玄関ロビー及び野栄総

合支所玄関ロビーに設置の意見箱による募集である。意見提出者は1人、意見数は2件であった。提出方法は野栄総合支所に設置した意見箱への投函であった。

提出された意見の一つ目は、「市の広報に草案を発表し、市民の意見を求めるとより多くの声が寄せられる。意見を求める方法が適切とは思えない。」ということであった。これに対する市の考え方として、「市民憲章（素案）は、市のホームページや市役所本庁舎ロビー、野栄総合支所ロビーにおいて意見募集を行ったが、御指摘のとおり、市広報紙に掲載することで多くの御意見が寄せられるものと考えられる。このため、今後、広報そうさに市民憲章（素案）を掲載し改めて市民意見の募集を図る。」とした。

このため、当初、意見募集は一度の予定であったが、広報そうさ2月号等により改めて二度目の募集を行った。

二つ目の意見は、「草案からは次代を担う小中学生とか若者のいぶきが伝わってこない。」ということであった。これに対する市の考え方としては、「市民憲章については、市民憲章文案を募集したところ226点の作品が応募された。応募者の内訳は、小学生が207人（うち団体が1）、中学生が1団体、成人の方が6人となっており、ほとんどが小学生からの応募である。今回の市民憲章（素案）は、市民10人で構成する市民憲章検討委員会において、応募された文案の中から優秀な作品を複数選び、それを基に素案を作成した。このため、市民憲章（素案）には小学生からの応募文案についても考慮しながら作成している。現時点では、制定作業の中途段階であり、今後、広報そうさにおいて市民憲章（素案）を周知し、再度、市民意見の募集を図っていく予定なので、御指摘の内容が市民憲章に反映できるよう努める。」とした。

なお、頂いた意見と市の考え方については1月5日から31日までホームページにて公表した。

2回目の意見募集については2月1日から13日まで行った。募集方法は1回目の方法に加えて広報そうさ2月号にて周知し募集を行った。募集結果は1回目の募集のときと同様、意見提出者が1人、意見数が2件で、野栄総合支所に設置した意見箱への投函であった。

意見内容は、「前文の「みんなが輝く」を削除したほうがすっきりする。」

また、4つ目の条文に関して、「「歴史」と「伝統」は一体なので「歴史を守る」ではなく「歴史と伝統を守る」としてはどうか。」という意見を頂いた。

なお、市民憲章を市民に理解・定着させるためとして、「ドーム前に碑を建立するには費用もかかるし市民への理解・定着にはあまり役立たない。このため、①市役所と野栄総合支所の庁舎に大きな垂れ幕を掲出する。②ドーム、アリーナ、図書館、小中学校体育館、コミュニティセンターに市民憲章を掲出する。③市を担う小学生・中学生に対して、市民憲章の印刷された下敷きを配布するほか、小学校高学年と中学生には学校及び家庭で週に一回程度市民憲章を唱える機会をつくる。」という提言を頂いた。

2回目の募集時に頂いた意見は、今回の市民憲章検討委員会での検討結果をふまえ、市の考え方と併せてこれからホームページに掲載する予定である。

<事務局補足説明>

市民憲章（素案）については、庁内からもいくつか意見があったので補足させていただきます。

前文に「豊かな自然と文化にめぐまれた匠瑛市の発展と市民の幸せを願い」というのと、「みんなが輝く」ということで目標が2つある状態になっている。このため、できれば目標は一つに絞ったほうがよいのではないかという意見があった。

また、条文の3つ目に「奉仕と思いやりのある温かいまち」とある。「思いやりのある」という表現は後ろの「温かいまち」につながるが、「奉仕のある」という表現は国語的に「温かいまち」にはつながらないと思われる。このため、例えば「奉仕の心のある」という表現にすれば文につながるのではないかという意見があった。

また、4つ目の条文は「教養と文化を高め、歴史を守る心豊かなまち」としており、「歴史を守る」という表現があるが、歴史はどちらかというと受け継ぐものであるため、「守る」という言葉を使用するのであれば「歴史」より「伝統」という言葉のほうがふさわしいのではないかという意見が出ている。

(2) 市民憲章（案）の決定について

<主な意見・質問>

委員

市民憲章（素案）について、正しい国語表現のことで教育委員会において検討などをしたことはあるか。

事務局

教育委員会では検討していない。

委員

市民憲章の文案応募については成人の方が6人であった。また、今回、1回目と2回目の意見募集の際に寄せられた意見についても1名の方である。この1名の方についてもおそらく同じ人ではないかと思う。そうなると、これだけ意見募集をしても意見を寄せるのは1名ということで、それだけ市民憲章には関心が無いということが言えるのではないかと思う。こうした関心の無さは問題である。

委員

それはあると思う。文案募集のときに市民の方に応募をお願いしたことがあ
るが、皆、市民憲章には関心や関係が無いといった様子である。

委員

市民意見について、2件とも旧野栄町における投函であり、旧八日市場市の人の意見がない。これはとても寂しいことである。

委員

市民憲章前文の「匠瑳市の発展と市民の幸せを願い」と、「みんなが輝く」という2つの目標があるという意見があったようであるが、これらの目標はイコールであると解釈できる。うまく1つにつなげられればよいと思う。

委員

条文は、文章的にあまり長くなつては簡潔にならず2行にもわたってしまうことになる。条文はなるべく1行でおさまる範囲で整えられればよいと思う。そういう点では字数も考慮しなければならない。

また、市民憲章を市民に理解・定着させるための提言もあったようであるが、将来を担う子どもたちを中心として市民に浸透させるのがよい。せっかく制定するので周知を徹底して、せめて子どもたちには関心を持ってもらいたいと思う。

事務局

これまで市民憲章を制定し、その後の推進活動といったものをあまり行ってこなかったという反省がある。

このため、今回の市民憲章の制定後は、来年度予算において市民憲章推進事業費を計上しており、例えば絵画コンクールや作文コンクールといったものを開催して市民憲章の推進を図っていきたいと考えている。

議長

市民憲章の推進については、団体にも投げかけていければ非常に効果的であると思う。

また、2回目の意見募集の際、前文の「みんなが輝く」というのを削除したほうがすっきりするという意見を頂いているがこれについてはどうか。

委員

確かに、「みんなが輝く」という言葉は無くても通じる。これは削除してもよいのではないか。

議長

3つ目の条文中にある「奉仕と思いやりのある温かいまち」については、「温かい」を除いても十分意味合いが通じると思うがいかがか。

委員

3つ目の条文については、「温かい」を除くほか、「奉仕の心と思いやりのあるまち」というように「心」を入れてはどうか。

委員

4つ目の条文「教養と文化を高め、歴史を守る心豊かなまち」は、他の条文と比べて少し長めになっているので「心豊かな」を削っても意味合いが通じるのではないか。

議長

先ほど、「歴史」ではなく「伝統」のほうがふさわしいという意見があったが、発展的な意味も込めて「伝統を育む」または「伝統を育てる」としてはどうか。

委員

「伝統」は「育む」とか「育てる」という言葉よりも、やはり「守る」という言葉のほうがふさわしいと思う。

議長

それでは、ここで今まで出た意見をまとめてみる。

「匝瑳市市民憲章

豊かな自然と文化にめぐまれた匝瑳市の発展と市民の幸せを願い、市民憲章をさだめます。

- 1 笑顔とあいさつの輪が広がるまち、匝瑳
- 1 美しい自然を大切にするまち、匝瑳
- 1 奉仕の心と思いやりのあるまち、匝瑳
- 1 教養と文化を高め、伝統を守るまち、匝瑳
- 1 元気で働き、活気に満ちたまち、匝瑳

ということになる。これを市民憲章の案としてよろしいか。

(異議なし)

議長

決定した市民憲章（案）については、正しい国語表現になっているかを教育委員会などに確認してもらったほうがよい。

事務局

では、教育委員会に確認してもらうこととする。

事務局

市民憲章（案）について、今後、調整させていただく事項があれば委員長及び事務局において調整させていただきたい。

なお、市民憲章は市民に関心を持ってもらうことが大切であると認識している。制定後は市民憲章が市民に十分浸透するように継続的な推進に努めたい。

また、市民憲章碑については、当初平成20年度内に設置を計画していたが、再度の市民意見募集などで時期的にここまできてしまっているため、設置費を平成21年度予算に繰り越させていただいた。しかし、市民からは「市民憲章碑の設置は費用がかかるし、市民への理解・定着にはあまり役立たない」という意見を頂いている。このため、市民憲章碑の取扱いについてどうすればよいか御意見を伺いたい。

委員

市民憲章碑は、一箇所はあったほうがよいと思う。

委員

設置するのであれば、市民憲章碑は市役所玄関前に設置したほうがよいと思う。八日市場ドームの前ではあまり人目につかないと思う。

(3) その他

事務局

優秀な作品には記念品を贈呈することになっている。優秀な作品は市民憲章検討委員会において選定することになっているが、この取扱いについてはどうするか。

議長

先日、第3回市民憲章検討委員会において最終的に選定したNo.92、126、144、162、223の5作品を優秀作品としてはどうか。

(異議なし)

事務局

そうすると、その5作品のうち最優秀や入選などの格付けはしないで5作品を優秀作品としてよろしいか。

また、そのうち2作品は1人の方からの応募であったため、4人の方へ記念品を贈呈することになるがよろしいか。

(異議なし)

事務局

これまでの市民憲章検討委員会における検討結果については、委員長及び副委員長から市長へ報告していただきたいと考えているので、後日、よろしくお願ひしたい。

また、市民憲章(案)は、今後、庁議を開催して正式に決定したいと考えている。

議長

委員の皆様方の御協力により無事に市民憲章(案)を決定することができた。

これまで議事の進行等に御協力を頂きありがとうございました。

事務局

委員の皆様におかれては、お忙しい中にもかかわらず御協力を頂きながら市民憲章（案）を決定していただいた。市民憲章の制定に関してはこれで終わりではなくこれからの推進が大切である。委員の皆様の御検討にお応えするためにもこれから先、市民憲章が定着して市民から評価が頂けるような運動、事業展開を進めていきたい。今後とも推進活動等に当たっては御指導及び御協力をお願いする機会があると思うので、その際にはよろしくお願ひしたい。

これまで4回にわたる市民憲章検討委員会での御検討を頂きありがとうございました。

4 閉 会

※市民憲章（案）【再掲】

匝瑳市市民憲章

豊かな自然と文化にめぐまれた匝瑳市の発展と市民の幸せを願ひ、市民憲章をさだめます。

- 1 笑顔とあいさつの輪が広がるまち、匝瑳
- 1 美しい自然を大切にすまち、匝瑳
- 1 奉仕の心と思ひやりのあるまち、匝瑳
- 1 教養と文化を高め、伝統を守るまち、匝瑳
- 1 元気で働き、活気に満ちたまち、匝瑳